

# 第1回 鳴門市地域福祉講演会

平成28年8月6日13時30分～15時45分

於 うずしお会館 第1会議室

講師 公益財団法人 さわやか福祉財団 戦略アドバイザー

土屋幸己認定社会福祉士

(司会)

土屋先生、素晴らしいご講演本当にありがとうございました。それではせっかくの機会ですので土屋先生にご質問がございましたらマイクが参りますので挙手をお願いいたします。

(質問者)

民生委員をしております。よろしく申し上げます。

土屋先生、福祉協力員を募集したら637人の応募があった、大変な数字だと思うんですがこの人たちはどういうふうになさってるんですか？

(土屋講師)

福祉協力員の方たちっていうのはほとんどが元気な高齢者の方なんです。

私たちのように昼間働いている人は地域に居ないんで、なかなか地域で昼間見守りってできません。

だから私の聞いている限りでは定年してまだ元気な方たちがこういうところに協力をしてきています。で、若い人たちはどういう協力をしているかという、地区社協活動をやってそういう地域の広報誌みたいのを作って地域住民に配るんですね。その時のパソコンで新聞作ったりとか印刷したりというのは昼間じゃ無くてもできるので若い人たちはそういう協力をしている訳なんです。

だからほとんど600何人というのは元気な高齢者の方たちにやっていただいているという事になります。

(質問者)

認知症のサポーターの人たちは？

(土屋講師)

その中には結構、高齢者の方や老人クラブの方が認知症サポーターになってますのでその(福祉協力員)多くの方たちはというかほとんどはオレンジリングを持っている方たちですね。

(質問者)

昔からよく言うじゃないですか、向こう三軒両隣そういった形で支援をしていくのが私は一番ベターと思うんですね。遠い地域の方がその人の所に来ていろいろな事をするのも。

(土屋講師)

このマッチングをするとき、見守る側と見守られる側のペアを作るときは、ご本人の顔を知っている方を優先的にセットしていきます。ただ中の悪い方も居ますのでそういう時は他の方に行ってください。このペアリングの時には本人が同意した人という事でやっていますので一人でやっている場合もあれば二人でやっている場合もありますので、基本的には地域で知っている人を原則的に組むという形でやっています。それは大事だと思います。

(質問者)

非常にわかりやすいご講演ありがとうございました。

今回、地域包括ケアシステムのお話と富士宮市のお話をお伺いして。2点ほどお聞きしたいのですが、認知症の方で独居の方が増えていくこれは現実に日本の社会はそういう風になっていくんですけど、そういう方たちの意思決定をどう支援していくのか、この地域包括ケアシステム、包括ケア会議で解決できるのかどうか。

それからもう一点は住民のみなさんが地域福祉計画とか活動計画を作るときに主体的にならないと良い計画が出来ないというのはいろんな地域で聞くんですけど、どうすれば主体的になれるのか。例えば東日本（震災）のように危機的状況になれば主体的になることがよくあるそうなんですけどもそうじゃない平常時の時に住民の方が主体的に参加したいという風にする何か工夫がございましたらお聞きしたいと思います。

(土屋講師)

認知症の方の意思決定の問題ですよね。例えば認知症になってしまって重度になると何を言っているか解らないってよくいう人がいるんですが、意思決定もできないという方が居るんですが、そうではなくて例えば地域ケア会議とかでこの人の支援どうしようかという時に重要なのはいきなり認知症になっているわけではないですよ。この人は地域でどういう生活をしてきたのかなという事をみんな考えていくわけですよ。例えば地域の方は知っているわけですよ。この人が認知症になってなかったらどういう生活がしたいだろうと。ここが見えてくるんです。だから、今認知症というのは自分の事が自分でうまく調整出来ない状態に入っていて問題が起きているから住民はそこに着目するんですよ。

問題を解決するためには施設に入れるというのが一番早い解決ですよ。それは偽解決というんです。本人の思いに沿っていない住民が心配だから施設に入れちゃうっていう解決方法。だけど自分事として考えると、自分が認知症になったときに施設に入りたくないよね。この人だって入りたくないよね。じゃあどうしようか。となると、自分たち

で支援出来ることとかを考え出すわけです。それには適切な治療が出来ていないと認知症が悪化するから適切な治療をしていこう。安定している状態の中でゴミ捨てと見守りくらいをやっていけばこの人はまだ地域で生活できるよね。っていう選択肢になりますよね。ただ、どうしても在宅生活が出来なくなった時には専門的な例えばその地域にグループホームがあればグループホームの入所っていうのが必要ですよ。その時に地域生活というのは入所前の継続性が無ければいけないので地域の中にグループホームがあれば、あの人グループホームで生活してるけど、今日はお祭りだから声をかけて連れて行ってあげようよとか、たまにはグループホームにお茶を飲みに行こうよとか、今日は地域で茶話会があるから呼んできてあげようよとかという事になればそれは認知症の方の意思決定、本人の意思に沿った地域生活の支援というのができるんです。だから、認知症になったからどうのこうのという問題ではなくてその人を中心としてどう支援をするかという事を回りの人たちが真剣に考える事が重要なんです。けども今までの認知症の日本の関わり方というのは認知症になった家族が大変だから家族をどう支援しようとか、地域が困ってるからこの人を施設に入れちゃおうとかいう認知症施策が非常に多かったんです。けども認知症のサポーター講座なんかで認知症を理解して明日は我が身かなとなった時に、この人が自分だったらどうしようかなって考えるようになってくるので、その中での限界をしっかりとみんなで、チームの中で検討しながらサポート体制を作っていく。それが一つです。

それからあともう一つ。地域住民が主体的になるには先ほど言いましたように富士宮市は危機的状況の無い中で、地域福祉計画の中で地区社協による地域福祉の推進をはかるっていうのをうたった訳です、そうすると住民に働きかけなければいけません。当時の地区社協は何をやっていたかという、平成5年くらいから地区社協を作ったんですが、市役所が補助金作って、1年に100万円あげるから地区社協を作れと言ったんですね。そうすると住民は何すればいいの？平成5年の頃なんて危機感もありませんから、「何すればいいんだよ、100万円もらっちゃったよ。しょうがない、年寄り呼んで弁当食わせて温泉連れて行こう」っていうのが地区社協活動だったんです。イベント型ですよ。それとか3世代交流やろうって行って行事型、遠足行ったりイベントやったり。

そうすると地区社協はへとへとになってきます。行事ばかりで俺たちも大変なのにこんな事をやらせるのか。と苦情の嵐でした。そうじゃないよね、イベント型を止めましょう。課題対応型の地区社協だよっていうことを話をしてきました。切り替えたのは平成20年頃にモデル地区を一つ選んで、そのモデル地区というのはリーダーシップをとれる元区長さんがいて、民生委員さんやいろんな人たちがその人をサポートして、この地域だったらモデルになるなってところをお願いをして、イベント型から課題対応型に変えていく。課題対応型というのは先ほど言った一人暮らしの方が居るから見守りしようって話ですよ。そこで社協さんが住民の養成をしました。小地域サポーター養

成講座。大学の先生に来ていただいたり、社協さんがいろいろやったり、行政から行ったりしながらこれから地域がこうなってくるからこういう活動が必要だよって。気づいた人たちがそうかそうかとシフトしてくれました。

先ほどのような活動をしていると困った人が発見されます。サポートしていく事によって住みやすい地域になります。そうするとこういう活動って今着目されているので、他の市の地区社協から視察に来たり、数年後には富士宮市以外から来たり、他の県から来たりするようになります。そうするとその区長さん、初めて他の市から視察に来たときは緊張しちゃって、「僕は人前ではしゃべれないです。何もやってないから」って言って手に汗握って自分たちの取り組みを発表してくれました。今どうでしょうか？その方全国からいろんな視察が来ています。「会長、持ち時間30分ですからよろしく」って言うと、1時間話しても終わらないです。こうやって自分たちの活動が地域を変えていったっていう住民の人が住民に向かってしゃべってくれるんです。それってすごいことでしょ？そうなってくると多少困難なことでも、住民を説得してでもきちんと地域を創ろうよと動いてくれる。行政が言うと押しつけになるから、なんでお前たちに言われなければならない。と必ずなる。だから住民のリーダーを育てて、住民のリーダーが住民に働きかけるという事が、ホントの主體的になる意味かな。手法かなと思ってますので、それには時間がかかるという事ですね。

（質問者）

ある民生委員さんとお話をさせていただいていた時に、個人情報の保護条例ができてから、なかなか私たちが担当する世帯に地域の方々にお話する機会が無くなってきた。特に、昔からおられる方は良いが、新しく引っ越してこられた方やマンション等に入っこられる若い世代の方々。なかなか私たちの活動を理解していただけなくて、「うちは民生委員さんとか別に地域とかと別に関わりは要らないから。」っていうふうにおっしゃられる方がたくさんおられる。そうした方々がじゃあ一体どのような事に困っているのかっていう事をなかなか入っていけない事情が、現状があります。じゃあ、そうした地域での支え合いというような話をこれから進めて行くときに、そうした方々とどういう接していったら良いのかわかりません。というふうにおっしゃっていました。その点について今具体的にご助言いただける事があれば皆さんに教えて頂きたいと思います。

（土屋講師）

はい、素晴らしい質問だと思います。一番答えにくい質問なんですけど。基本的に、個人情報保護条例・個人情報保護法というのは、個人情報を5千件以上扱う事業所に課せられている守秘義務の法律なんです。そうすると民生委員さんや住民は個人情報保護法によって罰せられるという事は基本的には100パーセントありません。ここをまず誤解している。だから市役所は個人情報保護法に該当しますから、条例に則って目的外名簿使用なんかもできませんので、例えば民生委員さんが65歳以上の実態把握をしたい

と言った時には個人情報保護法があるから名簿を出せないと言っている自治体も多いんです。けども目的を明確にして条例に明記すれば。民生委員が実態把握調査をするっていうのは民生委員の職務ですから、職務をするために必要な情報として提供するという事はできるんです。だから富士宮市は目的を明確にして民生委員さんが実態把握調査をするときは65歳以上の名簿を貸し出ししています。貸し出しなんです。それでそれに基づいて実態把握調査をしていただいたら、民生委員さんの福祉台帳に自分の情報として書き留めてもらって、現物は一定期間が終わったら返してもらうという事をやってるんですね。けど民生委員さんが個人情報保護法があるから云々というのはそもそも該当していません。民生委員は民生委員法による守秘義務に該当している。まして住民というのは個人情報保護法に関係がないんですね。だから、よくあるケースが区長さんが来て、「うちの区で困ってる高齢者の人がいてね。」「どなたですか?」「個人情報保護法があるから教えられないよ」そんなの支援ができないわけですからそもそも違うという事です。尚且つ、今度は関わりを拒否したり、区外、自治会に入っていない人たちはどうするのか。必ず問題が出てきますよね。けども民生委員の側が自治会加入者のみの実態把握をしるとは書いてなくて、自治会未加入者の実態把握も必要になります。だけれども拒否している人は拒否しているのでそれ以上どうしようもありません。拒否しているということは自助を放棄しているわけだから、互助も機能しないという事になるので拒否している人は先ほど言ったとおりに遠くから見守るしかない。本当はそこで困って助けて欲しい人は自助努力で、「民生委員さん、私助けて」って言わないといけない。で、富士宮でもそういう拒否している人が、前の商店の人が見て「あの人、地域から孤立してるけど、いつもは1日1回出てくるのに2日出てこない。」というので連絡をしてくれました。それ見守りですよ。拒否者の見守りですよ。行ってみたら中で亡くなってました。2日前に。で、その時に民生委員が区長さんに呼ばれて、「民生委員が居るのになんで2日も発見できなかったんだ」民生委員さんは、「私悔しいです」って泣いてました。民生委員さんも見ていたんです。家で拒否している人は必ず独居死します。一人暮らしの人は若くても独居死します。学生で下宿をしていて夜心臓発作で亡くなった。でも、学生であれば学校の「縁」があるから、「彼、来ないよね、2日も来ない。いつもまじめに授業に出てるのに」すぐ発見されます。会社に行っていれば会社の「縁」があるから、まじめな土屋君が来ないのはおかしいって行ってみたらすぐ発見されます。でもひとり暮らしで地域と孤立していたら地縁もないので誰も発見してくれません。その時に地域の人たちが善意的に見守りをしていて3日で発見できたら、この地域すごい地域力でしょ。だから富士宮市では独居死は防げない。けども長期間放置された孤独死は発見出来るはずだから3日で発見できたら富士宮市はすごい地域力のある地域だよ。みんなで良かったってやろう。だから責めない文化を創っていかなくてはならないんです。今の日本は何かあると人を責めます。責めることによって自分の身を守ります。3日で発見できたなんてすごい地域じゃない。これもみなさんが協力して

だからだね。3日で発見されたくない人は、毎日助けてって手を上げればいいんです。だから、その程度の合意形成を地域の中で作りあげていかないと、これからの時代ね。全員センサーを付けておいてパソコンでだれか見ててピ、鳴ったぞ行け！ってならない限。それでも駆けつけるまでの数時間は独居死ですよ。同じ事です。認知症で今何が語られているか、徘徊の人にセンサーつけよう。靴底に付けたり、今まじめにペースメーカーのように認知症になったら皮膚の下にGPS埋め込もうなんて議論されているんですよ。あと、顔認証装置。施設で出て行くとセンサーがあるので誰が出て行ってもピンポンピンポンとなるわけですよ。元気な人が出て行っても、認知症の人が出て行っても。それをすると慢性化して認知症の人が出て行ってもわからない。今、顔認証装置ってすごいのがあって、認知症の人の写真を登録しておくで認知症じゃない人が通り過ぎてもピンポンと鳴らないんです。認知症の人が通り過ぎるとピンポンと鳴るんです。それをタクシーのドライブレコーダーに付けてコンピューター管理しておけばタクシーに乗った人がそこで認識されるだろうとかそんなこと議論ばかりされているんです。韓国で認知症と診断されたら警察に指紋の届け出が義務化されているんです。韓国だからできますよね。日本でそんなことやったら人権問題になります。だからようはみんなが事故で死なないようにしようと思っただけで管理を強化するのか、地域の中で出来るだけ人間らしく生きて不慮の事故の場合はみんなでしょうがないと思うのか。そこまで議論しないといけないという事で個人情報というのはその問題に起因してますね。だから単純にいうと個人情報保護法というのは事業所に課せられた法律であって、地域のみなさんの目で集めた情報は地域情報です。それを自分たちでリストアップして。ばらまいちゃいけませんよ、見守りに使っているんだしたら誰も文句は言えない。一番良いのは本人の同意をとるわけですから、「あんた見守りたいの?」「見守って」本人同意がとれているわけなんで個人情報保護法なんて全く関係ありません。だから災害時要援護者台帳も訓練に使えないなんて言っている地域もありますが、この情報を訓練時にも使用しますという本人同意さえとっておけば訓練でも使えるという事になるのでそこはやりようによっていろいろ方法があると思います。

(質問者)

さわやか財団の冊子で生活支援コーディネーターを作っていかなければならないとなってますよね、生活支援コーディネーターはどのようにつくっていけばいいのか。包括支援センターとの違いはどうなんでしょうか?

(土屋講師)

まず、包括支援センターから説明しますと、包括支援センターというのは法律で市町村に設置が義務づけられていて、社会福祉士とか保健師とか主任介護支援専門員というような専門職を配置しなければなりません。それで地域の高齢者の総合的な相談に対応したり、虐待に対応したり、ケアマネージャーさんの支援をなさという事で、法律で

明確に位置づけられていて、本来は市町村に実施責任があるんだけど民間の法人にも委託できますよ。という事で鳴門市さんにも数カ所の地域包括支援センターが設置されています。そこは地域の高齢者に関する、主にですね、高齢者に関する困りごとの相談を受けたりしながら、具体的にその人を支援するために、お医者さんとか民生委員さんとかいろんな人たちを集めて支援体制を作るというのがメインの仕事です。生活支援コーディネーターというのは、今度介護保険法の改正で新たに設置しようと言うことがはじまるので平成30年の4月までに生活支援コーディネーターを地域ごとに選出をしてその人がひとりで、その人の仕事は何かというと、地域の困りごとを把握したり、困っている人と助けてくれる人を引き合わせたり、居場所が地域に必要なと思ったら住民に働きかけて居場所を作りましょうなんて事をやっていきます。だから別に専門職とかではなくて、住民のみなさんの代表が選ばれてもいいし、社協さんなんか委託してやっているケースもありますので、包括支援センターは困っている人の個々の人たちをしっかりと支援する専門的な機関。生活支援コーディネーターは地域の困りごととか足りない資源を住民に働きかけて地域ごとに創って行くという事でそのような違いがあります。

だからこの生活支援コーディネーターをこれからみなさんの地域でどう創って行って、その人がどう動くかによって良い地域になるか、あまり進まないかというのは大きく違ってきます。だから、地区社協とかの活動をやっているところであればその役員さんのなかから選ばれてもいいし、例えば民生委員さんをやりながら「俺そういうのやってみたい」というならそれでもいい。ただ、忙しくなりますけどよね。だから、特に資格とかこういう人がやらなきゃいけないというのは規定されていないことになります。